

議案第 26 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、
市道路線を別表のとおり認定する。

よって、同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 21 日提出

向日市長 安 田 守

別 表

番号	路線名	起 点 終 点	延長	敷地の幅員 (最小～最大)
1	市道第2268号線	向日市寺戸町里垣内24番地7先 向日市寺戸町里垣内24番地6先	39.3 メートル	6.0 メートル } 12.0 メートル
2	市道第6125号線	向日市上植野町切ノ口12番地32先 向日市上植野町切ノ口12番地31先	162.0 メートル	6.0 メートル } 10.4 メートル
3	市道第6126号線	向日市上植野町北ノ田6番地14先 向日市上植野町北ノ田4番地7先	59.3 メートル	6.0 メートル } 12.2 メートル

(認定理由)

1 から 3 までの路線は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定に基づく開発行為による宅地造成地内の道路であり、本市に帰属したので認定するものである。

認定路線

位置図 S=1:2,500

市道第2268号線



認定路線

位置図 S=1:2,500

市道第6125号線



